

ブウランジェ運動

益田, 健次

<https://doi.org/10.15017/2344431>

出版情報 : 史淵. 7, pp.133-159, 1933-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

ブウランジェ運動

益 田 健 次

(一)

ボウル・デシャネルは一八九八年出版のその著書「新共和國」の中に於てブウランジェ運動に觸れて、之を共和主義に對する専制主義の訂争の事件であつたと論じてゐる。⁽¹⁾又獨逸の史家ゲエツによれば、同じく之が *Casarismus* として考へられてゐるこゝが見られる。⁽²⁾當時獨逸皇帝ウァルヘルム二世によつて、ブウランジェが皇帝エルネストとして伯林訪問をするであらうこゝ諧謔が交へられたこゝが傳へられてゐるが、⁽³⁾之等は運動の有した性質に就いて暗示に富む觀察を與へてゐると思はれる。

この運動は、由來する所に於て複雑にして單一なものでないが、簡単に云へば唯だ一つの點に於て一致し結ばれてゐる。即ち時の共和政治に飽き足らざるこゝに寄り合つた不滿者の結合であつたこゝである。政治上に起つた諸種の醜事件は共和政治並に議會組織に對する不信用を惹起して居り、又佛蘭西第三共和國の平和政策も獨逸報復主唱者の間に大なる不滿の因となるものであつた。勿論王政的過去に王政的傳統を有する保守派は常に共和制の倒壞を望み之に代らんこゝに於て、彼等が

自派の利益のためにこの政治上の不平の徒に結ばうとするのは極めて自然の理である。當時愛國感情の鼓吹を以て鳴り、「報復將軍」にして愛國者同盟 (Ligue des Patriotes) の支持を得たブウランジェ (Boulangier, Georges-Ernest-Jean-Marie, 1837—1891) の周圍に之等の不満者は唱集して第三共和國に對して彼を立て、共和政治改革のため憲法修正の要求をなしたのであつて、時人は彼の名を冠して之をブウランジェ運動と稱した。

これが發展した結果に見れば、クウデタの空氣をはらみ、例へば「五月十六日」の王黨復辟陰謀事件の如く、共和派に大なる恐威と狼狽を與へた。この新な危機に遭遇した共和政府はマクマオン時代に於ける如く再び共和黨の集中を行ひ、共和の各黨は其黨争を止め協力して政府を助けて之に當つた。一八八九年ブウランジェは國家に對する陰謀罪を以て審問されんとして、急遽「自由の國」白耳義へ逃亡し、その一黨は九月の總選舉に敗退して、僅かに年余にしてこの運動は終りを告げた。

その終焉の跡を辿れば、ブウランジェその人の政治的才幹に就いて或は「凡庸」の批評の必ずしも不當でないことが考へられる。又彼を推した運動との關係に於ては「空虚なる虚飾的人物」に過ぎなかつたとする見解も存在し得る。かゝるブウランジェの地位を承認しても、この運動がブウランジェの名聲に先づ結んだ限りに於て、彼の存在はあらゆる不満の「政治的結合の樞軸」であつたことが、「一八七〇年以後の佛蘭西」の著者ミシユル・レエリチュエと均しく認めらるべきである。一方この運動は、セイニョボスも云ふ通りブウランジェが信念と生命とを賭して率ゐた所のものでない所から、寧

る彼を推して運動の發展するに至つた社會政治の背後の事情が省らる可きであり、特に第三共和國に於ける政治的離合の意味が觀察せらるべきである。

(11)

國會議員としてブウランジ^ニがその一派を代表して、憲法の修正要求を下院にて宣明したのは、一八八八年六月のこ^ミである。この宣言は、ブウランジ^ニ運動なるものが有した性質に關して、それが如何なる感情に出發してゐるものか、その意圖する所、及びその主張が共和政^ニ扞格する所のものあり^ミすれば如何なる點に於て然るのであるか等に就いて、考察を進める上に就いて先づ省らるべきもの^ニ考へられる。

この宣言は先づ⁽⁴⁾「佛蘭西は多年に亘り物質上精神上の災害を蒙り來つた。若し之を等閑に附するこ^ミがあるならば、その結果すべてのものに及ぶ不幸は測り知る可らず」^ニ國の安危を憂へて、「政治及び社會上に於ける災害には二つの理由が存在する。一つは國內の制度の欠陥である。他は全く誤られたる共和思想である。共和國は一部人士の所有であつてはならない。佛蘭西人は悉くが政治に關して平等の權利を有するのである」^ニ論じてゐる。この現在の共和政は誤謬である^ニする思想、一部の專權に委ねられてゐる^ニする見方、而して之が國歩艱難の由つて來る根源^ニするこ^ミに於て、「斷乎たる手を下して黨の政治を排し」、「力を擧げて一つの新しき制度を希ふ」のであつて、このために

彼等は「憲法を修正すべきの時なることを宣言」するのである。特に「憲法は人民の賛意に依る可きものである」ことが云はれてゐる。

右によつて凡そ憲法修正要求の出発が奈邊に存するものであるかを了解し得ると思ふ。而して亦人民主權の思想が強く貫かれてゐることも見逃せないと思ふ。所謂社會主義と目される點である。

さてかゝる共和政の現状に對する不滿の念に出づる所の、議會に於て宣言されたこの運動の意圖は、具體的には就中一八七五年制定された共和黨法の廢棄と云ふことにあつた。その理由とする所は、之は「王政主義的憲法」で人民主權に悖る所の制度とされた點であり、特にこの意味から上院の廢止と云ふことが要求された。

制定の當時に遡るに、この共和憲法は「一つの不幸なる日」に於て選出された國民議會によつて、約四年の日子を経た一八七五年に完了されたものであるが（一八七一年二月八日—七五年十二月卅一日）、この議會は議員の大多數に於て、保守主義者であり、王政主義者であつた。然し結局之は王黨と共和派との妥協的な精神によつて成立したと云ふてよい。即ち右黨側はその夢想する制度を再建するところが出来なかつたので、出来ただけ王政に近い一つの共和政のみを承認しようとした。即ち復辟のために更らにシャムボール家を擁立して、⁽⁵⁾機會の熟したる時に、大統領の椅子を容易に王座となし得る性質のものとなした。従つて共和國憲法は、王政の期待の下に成る憲法であつたと云ふことが出来る。他方に於て、共和派のすべては或る條件の下に先づ共和の事實を確認せしめるために、政治的及

び社會的事項に於ける彼等の特別なる主張を一時斷念した。而して内容的の組織は一に先づこれを後日に留保することにして、その努力を差し當り共和といふ「神聖なる文字」(le mot sacré)の確立に集中したのである。それ故に、何れの側からも、この共和憲法の制定は本質的には單に暫定的性質のものに過ぎないを考へられてゐた。⁽⁶⁾

かゝる憲法に對しての異論は、急進的民主々義者の間に大いに唱へられたが、このことは既に國民議會の憲法制定の討論に於て見られる。特に上院の制度に關して、之が重大な論點となつてゐる。共和政體に於ける第二院の形成は、當時の保守的議員に取りては、明かに一つの公理であり、また争ふべからざる一つの理論であつた。而して又彼等に取りては、この上院の存在は彼等が共和的諸制度に忍従し得るがために必要缺く可らざる條件ですらあつたのである。政體やその他の憲法上の諸制度が如何なる形の上に構成されるべきかの問題すら決定されぬ前に、國民議會に於て、先づ第一に上院の構成が要求されたのは、即ちこれがためである。國民議會によりて終局的に採決された第一の憲法は、上院の構成に關する一八七五年二月二十四日の法律である。かくして、極右黨の闘士の一人ベルカステルによりて發せられた第一聲は次の如くであつた。「一八七五年の憲法の眼目は上院である」。急進派は之に對して大なる反對を唱へてゐる。急進派の見解に従ふに、一院制の原則は共和黨の傳統的理論によつて確立されたる最も優れた原理の一つであつた。君主政治のあらゆる痕跡は共和憲法から拒絶されねばならない。かくして上院の制度を廢棄することが、共和國の當初に於て、まさしく急

進黨の根本的信條であつた。⁽⁷⁾これは、所謂「民主々義的嫉妬」(invidia democratica)によつて上院の終身の制度が廢止され(一八八四年十二月九日の法律)⁽⁸⁾、共和派によつて次第にその議席の多くが占めらるゝに至つた後にも尙存続した信條で、この主張はそのまゝ、プウランジエの宣言の中に見出されるのである。

この上院の廢止といふことは一院制度の實現を云ふことになるのであるが、更らに彼等の主張では、この一院は一八四八年の憲法に見らるゝが如き單なる立法議會の性質を帯びしめらるゝに過ぎぬのであつて、これの決定も國民投票の veto に従ふ可きことが定められ、このことは政治上に人民が云ふものが重要な地位を占めて來ることを意味する。之は人民主權を尊重する彼等に於て、又國政が一部の專權に委ねられ且つ議會の腐敗を無力が政治上の混亂を來たしてゐることを彼等の反議會主義に於て、當然達せらるゝ結論であると思ふ。アントナン・ルフール・ボンタラーは「デモクラシイには適當の埒と堰堤の築かれることが必要である。是非も必要である」と述べたが、彼等はその埒であり、その堰堤である上院を廢止し、又代議制を否定して直接の民意の支配を要望したのである。クレマンソウはこの反議會主義に對して、プウランジエの主張は共和國に弓を引くものであると論難の矢を報いてゐる(C'est la République sur qui vous osez porter la main j.)⁽¹²⁾。

彼等は右の如き主張の外に今一つ注目せらる可き、殊にプウランジエ運動の共和政に對する意義に於て最重要なる性質を思考せらるゝ、主張をなしてゐる。即ち國民投票の決定する民意によつて、直接

國民に責任を有する大統領が選出せらるゝことである。而してこの民選大統領には強大なる権限が附與せられる。惟ふにこの主張は、先の民主的な思想は甚だ矛盾撞着せる所のものも考へられるが、このこゝはブウランジ運動の由つて來る複雑性を如實に反映せるものでないかと思ふ。この主張に於ては、一八五二年の憲法(13)に類似を見出すのであつて、この絶大なる權力を握る大統領は、遂に自らがつべてみなるに至つた皇帝ナポレオン三世に比するこゝが出来る。こゝに至つて、この憲法修正の要求が共和派に大なる杞憂を抱かしたものであつて、即ち之が専制の企圖として目されるゝに至つた理由である。

右の如き主張を有する修正運動に對して、當時の共和黨の抱いた感情を代表する意見として、既にグラントリアンに會合した彼等の宣言を以て之を見てよいであらう。曰く「共和黨大家族の各派に屬する吾人は、國內に甚だ不面目なるブウランジ運動に最期を來らすために、共和國に忠誠なるものすべての間に一致を必要なりと思惟する。(略)市民權利協會は目的として、あらゆる反動及び専制の企圖に對し容赦なき抗争を以て、共和國の擁護をなすに在る、云々」(14)。又時の首相フロッケは修正要求を時期尙早し且つ「王黨の良」或は「破れからすいて見ゆる専制のマント」云ふ形容を之に與へてゐる。

(三)

右の如き主張ニ意味を有したこの運動は、その成立に當つて、政治的信念によつてプウランジエが率ゐた所の運動で必ずしもないことが記憶される要がある。プウランジエ一個の明白な主張を聞くことは甚だ困難である。然しこの運動に於りて、彼の名は欠く可らざる關係を有する。之は彼が當時人心に與へた信望に先づ結んだ所の運動であつたと云つて差支へないからである。この意味に於て、プウランジエの存在は當時の社會的政治的の由來と共に、この運動に關して省られなければならない。先づプウランジエの政治的生涯之に關係ある事件を略記すれば左の如くである。

一八八六年一月　ド・フレシネ内閣に陸相

同　　デカズヴェル罷業事件

六月　　王族排斥法令

七月　　ロンシャン觀兵式

十二月　　ゴブレ内閣に陸相

一八八七年四月　　シュネブレ拘禁事件

五月　　ゴブレ内閣瓦解

七月　　クレルモン軍團長に轉補、リヨン驛出發

一八八八年四月 代議士に當選

六月 議會に憲法修正要求

一八八九年一月 代議士に當選（第七回）

二月 單記投票制復活

四月 白耳義へ逃亡

九月 總選舉、ブウランジニ黨大敗

一八九一年九月 *Dieckle* にて自殺

その傳記に従へば、ブウランジニは一八三七年四月、青きブルターニユの古都市レンヌに生れ、かのクレマンソウとナントに學窓を共にし、更らに進んでサン・シールの軍官學校に入つた。尙傳記を信ずれば軍人として將來に對する大望を抱いてゐたこゝが見られるのであるが、彼の名聲は、ド・フレシネ内閣に誠實なる共和派として推されて陸相に列してより始るを見て差支ない。“*défenestration*”の語句があるやうにワトランといふ一技師を窓外に投じて勃發したデカズヴィルの罷業に於て、軍隊は民衆への發砲を禁ぜられて終始中立の態度をこつた。次に六月法令を稱せられる王族排斥令によつて、ブウランジニは勇敢に王黨貴族を軍隊より罷免した。例へばドウマアル侯の如きがあり、保守黨の側にて論難を大いに受けた。之等は先づ民衆的共和的將軍としての高名を得た始めであつて、七月ロンシャンに行はれたバスティユ占領紀念大觀兵式に當つての、巴里民衆の將軍に對する感情及びブウ

ランジエを題材として唄はれた當時の流行歌 *not' brav' général* には、この消息を傳へるものがある。

然しプウランシエ運動の一つの要素としての國民の將軍に對する熱狂的な信望は、それが積極的な政治運動へ發展してゆくためには、之を普佛戰爭による創痍の思出の中に、對獨逸復讐といふ國民的感情の中に求められなければならないやうに思ふ。尙これに就いては愛國運動者の支持云々といふも併せて考へられなければならない。

一八八六年二月以降の獨逸外交文書の誌す所に據つて見れば、巴里駐在の獨逸武官フォン・ヴィヨウムの巴里二月廿八日附の諜報には次の如くある。

“...Der Nachfolger des General Campanon, General Boulanger, hat ein noch wirksameres Mittel gewählt, um sich als Revanchekriegsminister verherrlichen zu lassen...Es ist das einzige militärische Blatt [France militaire], welches für den neuen Kriegsminister nur Worte der Anerkennung und des Lobes hat, welches ihm in der niedrigsten Weise schmeichelt und noch vor einigen Tagen prophetezte: , dans 5 ans, grâce à lui, l'armée française, complètement régénérée, fera pâlir au loin les princes allemands.' ” (Nr. 1223)

右は間斷なく本國へ送られた詳細なる報導の中の一部の掲載に過ぎないが、この中には「報復の陸相」(Revanchekriegsminister) の形容が與へられたプウランシエの積極的な軍備充實策に参照せらるべきものである。彼の軍隊改善に就いての業績には見るべきものが頗る多い。又兵營生活に對す

る裕福な物質の供給をなし、新火薬の發明によつて武器の優秀に就いての國人の自信を啓發するなごその手段を盡してゐる。かゝる將軍の存在は、愛國運動を結んで國民の愛國感情を刺戟する所のもので、特に獨逸復讐のいふものが唱へられた。オンケン(17)の如き獨逸の史家は Revanchefanatismus を稱してゐる。尙この史家の統計を信すれば軍費に關しては次の如くである。

(獨)	1870	272478397 ^m	一人當り	7.06 ^m
	80	403425826		8.96
	86	446288673		9.53
(佛)	1870	397856000		10.33
	80	766066000		20.42
	86	826616000		21.57

之は當時の國際關係に参照せらるべきものであるが獨佛の比較は此處ではさして重要でない。佛蘭西に於て八六年はプウランジェの陸相の時代であることが念頭に置かれて、この數字の膨脹が示す所を考へればよいのである。フォン・ヴィヨウムは佛蘭西に於ける將軍の存在を對獨逸國民感情を報道して、戰爭勃發の危懼を述べてゐる。かゝる報告が続いて本國へ送られてゐることは、先の文書集の收録に就いて見らるゝ處である。

然し同じく駐佛獨逸大使ミュンスタの報告を併せて見るに、前者に反して之は冷靜にして溫和な意見が述べられてゐる。以下その大意を述べれば、「佛蘭西國民間の報復感情勃發に就いては特別のも

のあるを認むる。然しそれは作爲によつて刺戟せられたものである。例へそれが新聞、公開の席にて唱へられても、國民は心より聖戰 (*la guerre sainte*) を欲してゐるのでないを信する。巴里に反して地方の共和派は明かに平和的である。ブウランジェは國人が信する程に危険でない。彼は他將の嫉視及び共和思想堅固のために専制政治は敷き得ぬ。民衆の感情はこもあれ、佛蘭西政府は眞に平和を望んでゐる云々⁽¹⁸⁾。この報告中の觀察には佛蘭西の國情を學ぶ上に興味深く感ずるものがあるが、それはこもかくこして、之の意見はビスマルクにとられる所こならず、フォン・ヴィヨウムのそれが用ひられたこいふここのみを述べるに止める。佛蘭西のこの形勢は少からず獨逸の側に警戒を與へたものと思はれる。アルザス・ロレンの國境に於て佛人警察官シュネブレが間諜の嫌疑によつて獨逸官憲に逮捕されたこは(八七年四月)、殊に國境方面に於ける獨逸の緊張を否めないやうに思ふ。アルザス・ロレンの獨逸要路者フォン・ホフマンは一月廿八日、戰爭勃發の懼れあるこ、佛蘭西國民感情、特に *Ligue des Patriotes* に代表される愛國運動のこに就いて述べてゐる。⁽¹⁹⁾

此處に重要であるのは、この獨逸側の警戒緊張は、國外に態度強硬である愛國的將軍ブウランジェの存在が然らしむるこする、國人の之に對する信望である。前記のシュネブレ拘禁事件は多大の衝動を佛蘭西輿論の上に與へ、ブウランジェまた兵を動かしたが、政府に於ける平和的交渉の結果之が放免された時、民衆のあげた叫びはブウランジェがビスマルクをひっこませた!⁽²⁰⁾こいふのであつて、ブウランジェの民衆の間に於ける興望をよく傳へる。

かゝる將軍の存在に對して、政府内部及び議會に於て反ブウランジエの對立を生ずるに至つたことは注目すべき點である。この時ブウランジエの意が合はなかつた一人として外相フルウランがあるが、彼は公然と獨逸大使に、ブウランジエの軍事豫算請求に對して議會は之を否決することに、彼及び彼の仲間の多數はブウランジエと袖を分つ意ある旨を傳へてゐる。²¹⁾このことは對獨逸關係の顧慮の上に現はれた一つの確執であるけれども、やうやく將軍の急進的傾向が溫和的共和派に容れられなくなつて來たことを示すもので、この兩者の關係は特に今後に於て發展する。ブウランジエが後に憲法修正の要求を共和派に對してなした主張の中に、議會を形容して“l'Eglise opportuniste”と稱してゐる。これは、一面彼が溫和派に對して抱ける侮蔑を示すものに外ならない。次のルーヴエ内閣の組織に當つて（一八八七年五月）、殆ど二週間組閣の道を塞いだ一つの大石は、ロウトンが述べてゐるやうに、²²⁾ブウランジエの陸相任命に關する問題であつた。共和派と彼との關係の疎隔を示すものである。この時巴里諸新聞が、ブウランジエを支持する問題に關してさう云ふ風に分れてゐたが、フランシス・ロオルによれば次の如くである。

Pour : le Petit Journal, la Lanterne, L'Intransigeant, le Petit Parisien, la Revanche, le Cri du Peuple, la France, Paris, L'Événement, le XIX^e Siècle, le Voltaire, la Souveraineté, le Pays, Gil Blas, L'Action, le Soir, le Mot d'Ordre, l'Écho de Paris, la Nation.
Contre : le Rappel, le Figaro, l'Autorité, la République française, le Temps, la Paix, le Soleil,

le National, le Radical, L'Univers, le Monde, le Petit Caporal, la Gazette de France, le Français, la Patrie, la Défense, la Monteur, Universel, le Petit Monteur, la Petite Presse, le Gaulois.⁽³⁾

之等に於て支持するものには急進的傾向のものが多いことが云へよう。尙地方に於て最有力の四十九紙がブウランジエの絶對支持を表明してゐる。

閣臺に列するにこゝをブウランジエは得なかつたが、更らにクレルモン軍團長として直ちに任地を遠くに移された(一八八七年七月)。巴里より遙かに距りたる南佛蘭西へ彼を轉じたこゝは勿論共和派の單なる政見の疎隔をいふ點のみでなく、ブウランジエの存在が特に巴里に於て社會に與へる所の一種の動搖を避けんとするにあつたこゝは推察に難くない。この報が一度傳へられると、巴里民衆の間に騒然たる空氣が醸し出されたが、このこゝは將軍のリヨン驛出發(七月八日)に當つて驛頭に群つた民衆の騷擾を目撃したシャンシールの記事によつて詳しく知るこゝが出来る。而して興深く思ふ所は

“...on escalade la locomotive sur laquelle on colle tous les portraits, toutes les chansons qu'on vend dans la rue. Dans les espaces libres, on écrit la craie: A bas Grévy! mort au ministère! demission! Vive Boulanger! Il reviendra!”⁽⁴⁾

こあるその一節で、ブウランジエ萬歳を叫び政府に民衆の反感が向つてゐるこゝである。

社會に存したかゝるブウランジエ熱は、運動の發展の上に省られる重要な點である。特に留意すべ

きは之に關連する愛國主義者の活動である。獨逸人ファン・ホフマンが Ligue des patriotes の運動に就いて指摘してゐることは既に述べたが、之は八七年よりボウル・デルレドによりて次第に政治的色彩を帯び來り、遂にこの Général Revanche の機關としての活動を生ずるに至つたことである。これの機關紙フランス・ミリテールは、アルザス・ロレンに吾人を待てる者あることを想起する愛國的言論を掲げた。一月二十七日の選舉に於て見らる、如く、民衆の先頭に立ちてクウデタの要望をブウランジュになしたのは、この一派による。

(四)

一八八八年四月、ブウランジュは代議士候補に推され、ラ・ドルドウニユ及びル・ノオルの二區に於て八五、〇〇〇票に對する一七二、〇〇〇票を以て當選した。既に之より先三月に彼は軍籍を退いてゐる。

この當選に於て彼が多數の支持を得たことは、ブウランジュの名聲を知ることによつて不思議さされない。然し更らに之と密接に關連して政治的の深い理由が存在することを決して見逃してならない。ブウランジュを支持したものは之を黨首とし、その愛花石竹を黨の旗印とした國民黨なるものである。この黨派は起源を異にする二感情が寄つた複雑な一つの不満に結んでゐる。一つは先にも述べた獨逸に對する復讐と軍備の充實を願ふ。即ち國民黨の名稱に見らる、如く、積極的な愛國主義

軍國主義が合したものである。之等にこりては國威を損するものにして溫和派の政策は承認し難い。他は一八七五年共和憲法は人民主權を否定せるものにしてそれに對し怨を抱く。之等の不滿に對し更らに共和政治に於ける政界の腐敗（例へば八七年に於けるウィルソン勳章事件）、政争に對する嫌惡の念も交はりて、かくして共和黨によりて行はれる議會政治に對する民心の離反が存在した。之は議會組織に於て、最も重大なる、一般人民より選出して最偉大者を頭（25）とすることが佛蘭西に實現せられてゐない事實より正當づけられる感情である。之等の革正のためには、腐敗せる政治家を逐ひ、秩序を清廉を回復し、外國に對して強硬な態度をこり得る愛國的民衆的將軍プウランジエに權を與へるにあるとした。プウランジエを推戴し、當選せしむるに至つた事情に就いては、是の如く共和政治に對して社會に存した多くの不滿がプウランジエの名聲に結ぶに至つたと見られるのである。かくして之が政治的運動を遂げる所に、プウランジエ運動の發展が見られるが、今一度重復を厭はずして六月プウランジエによりて議會に提唱された要求を見るならば、彼等が共和政治に不滿を抱いて居り、その革正を意圖してゐることが覗はれやう。

「佛蘭西は多年に亘り、物質的精神的不幸を蒙つて來た。若し之を等閑に附するならば、之はすべてのもに災害を持ち來すこゝは明かである。佛蘭西は斷乎たる手を下して黨の政治を排する。全力を以て一つの新しき制度を希ふのである。政治上及び社會上の不幸に對しては二つの理由が存する。一つは吾が國の制度の欠陥であり、他は全く誤られた共和思想である。共和國は一

部人の所有であつてはならない。佛蘭西人は悉く政治に對して平等の權利を有する。共和派ミは、すべての者にミり、正義及び自由の與黨たるミこである。惟ふに憲法は人民の贊意に従ふべきものである。余は諸君に以下の如き提議をなす。下院は憲法を修正すべきの時なるミこを宣言するミこ⁽²⁶⁾。

この共和政治に對する不満が、アウランジエを通して政治的に表明せられるために、その主張の基本となるものは所謂社會主義者の稱があつた修正派の理論であつて、主ミしてこの派の理論家ナッケの案に出づる。所謂社會主義的傾向をその主張の上に見られるミこは此處に理由を見るミこが出来よう。

而して更らにこの運動は注目すべき一つの關係を有した。政治上に於て王黨ミの聯絡を生じたミこがそれである。このことはアウランジエ運動が「反動の企圖」ミして見られた理由の存する所である。先づ保守派そのもの、在來の性質から見れば、それは佛蘭西の政治的制度的根本的改革を要求するミこ云ふミこである。即ち共和政の否定である。十九世紀佛蘭西史を省る時に、王黨と共和黨ミの抗争が革命と反動ミなつて現れて居り、或る史家は「二つの魂を有する國民の悲劇」ミ之を稱してゐる程である。彼等保守派は屢々政府の與黨たらんミこするけれども、彼等が政府の顛覆を希望し、それに代らんとするのは、右の立場によつて了解される。一見して彼等の特質づけるものは、一般に貴族の標識ミ見らる可き、主ミしてレの稱號をその姓の前に有してゐるミこである。彼等は王政的傳統

ミ王政的過去ミを有し、また大部分カトリックの信條を奉じてゐる。その數に就いての詳細は知るを得ないが、デシヤネルは一八八五—八九九年に王黨の代議士二百名を數へ、之が三百五十萬の選舉者を代表すること⁽²⁷⁾を述べてゐる。この保守派は從來時に應じ場合に應じて共和黨諸派の間に介在してキヤスチングヴオトを握つたが、ブウランジエ運動に對しても同様の意味から之に参加し、形勢を自己に有利に展開せしめられたのは極めて自然である。かくして保守派は共和政倒壞の望みを之に托した。次の皇帝の名が何であらうミ介意することなく帝政派は一人に至る迄之に参加したのであり、王黨は又その大部分が之に従ふことによつて漁夫の利を圖つたのである。⁽²⁸⁾

ブウランジエ派と保守派ミの提携を可能にする理由ミして、保守派の側に於ては右のこミが考へ得られるが、ブウランジエ派に於ては、ブウランジエを代議士ミして選出するために、又共和派に對抗する上から、保守派の支持を不可缺のものミした事情に基く。此處に於て曾ては「保守派の惡夢一であつたブウランジエが、彼等に好を通ずるに至つてゐる。」⁽²⁹⁾の兩者の關係は「le syndic des mécontents」或は「le grand dégoût collecteur」の語を以て當時形容された。僧侶派も共和黨の世俗化政策に反對の立場から之に結んでゐる。

この王黨の支持に就いて更らに有力に之を示す事實は、後年明かとさるゝに至つたブウランジエ選舉費の王黨の手に出でたことである。巴里伯の如きはそれである。⁽³⁰⁾勿論王黨のすべてが之に組したものでなかつたことはドウマアル侯の如き一例による迄もなく推察することミが出来る。次のブウラン

ジの言は、この運動に於ける王黨との連絡を如實に示してゐると思ふ。(三月ツウルに於ける演説)。

“On me reproche tous les jours d'être l'allié des anciens partis royaliste et impérialiste, le chef qui doit mener ces partis à l'assaut, à la destruction de la République. Ceux qui lancent contre moi ces accusations perfides sont des menteurs. Je veux rassembler autour de moi tous les bon Français. Je ne demande à personne d'où il vient, je n'exige pas de certificat d'origine. Personne parmi les conservateurs qui n'ont suivi, ne me fait l'injure de me dire que je me déclare en faveur de la République pour la trahir. Ces conservateurs voient clairement qu'une restauration de l'empire ou de la royauté, même si elle était faisable, laisserait la nation tout aussi divisée, peut-être même plus, qu'elle ne l'est à cette heure... Je crois à l'idée républicaine.. Pour ce qui est des républicains de vieille date, il y en a beaucoup dans le parti national. Et personne n'empêche ceux qui n'en sont pas encore de venir grossir nos rangs et d'enlever ainsi aux projets de nos ennemis le peu de chances de succès qu'ils possèdent. En ouvrant toutes grandes les portes de la République, je n'ai pas dit que je les ouvrais aux monarchistes pour les fermer aux républicains. J'ai dit que je les ouvrais à tous les hommes de bonne volonté.”

右の如く之の運動は社會的政治的に由來する所に於て複雑であり、一樣ならざる動機が存してゐるけれども、「*le syndic des mécontents*」の語句が示すやうに、時の共和政に不満であるこゝに於てこのブウランジエ黨は結ばれ、従つてこの故に共和派の二大對立を政治上にもたらしたのである。

この抗爭に於て、ブウランジエ運動が實際上に共和政治の恐威さして明白に形に示されて來たのは、この運動の最後を飾つた一八八九年一月二十七日にフロッケ内閣のもこに行はれたる巴里の選舉である。これは共和派に屬したオウグスト・ユウドの死によつて、セエヌ縣の補欠選舉行はれ巴里に終る所のものであつた。之迄ブウランジエの立候補地はすべて地方に限られたのであつたが、遂に共和派の牢固たる傳統的地盤巴里に於て初めて立候補したこゝは注目に値する。共和派の推すジャック、社會黨より出たブウレ及びブウランジエの三人にて争はれたが、その結果のみを簡單に數字にて記すれば左の如くである。

ブウランジエ	二四四、〇七〇票
ジャック	一六二、五二〇票
ブウレ	一六、七六六票

之は第七回目のブウランジエの當選である。この巴里に於て大勝したこゝは、選舉毎に彼に對して一種の人民投票の形勢を生じたこと、共に、ブウランジエに對する人心の赴向を知ることが出来る。

このブウランジエの驚異的な大勝に附隨して起つた民衆の熱狂は彼を押し立て、エリゼ宮へ向はんこ

したところである。この氣運に乗れば軍隊と云ひ警察と云ひ一脈彼に通ずるもの、あつた時、明かに
クウデタ斷行を可能ならしめるものであつた。この形勢にあつて、共和派の感情を狼狽を次の一文
にて見よ。當時閣臺にあつたマ・フベシネの回想録には以下の如く記してある。

“Le soir même de l'élection, aussitôt le scrutin dépouillé, nous fîmes convoqués à l'Élysée.

Dans ce conseil improvisé, les motions les plus extraordinaires se produisirent. Certains ministres proposèrent d'apprendre le nouvel élu, suspect de complot contre la République. Le sens juridique de M. Floquet et de M. Goblet fit promptement justice d'une pareille suggestion.

Ils n'eurent pas de peine à démontrer ce qu' un tel acte aurait de contraire au droit. Le Conseil décida alors de réunir sans délai les éléments d'une information qui permit d'opérer sur le terrain légal. En tout état de cause, le cabinet déposerait un projet tendant au rétablissement du scrutin uninominal, considéré comme le meilleur moyen de couper court aux manifestations plébiscitaires. C'était pour M. Floquet un grand sacrifice, car il avait toujours défendu le scrutin de liste. Devant la raison supérieure de l'intérêt public, il mit de côté ses préférences...”⁽³²⁾

右に於て注意すべきは、フウランシムを反逆罪に問はんとしてゐる点にあり、又急速にフロック從來の主張を棄て、選舉制度を單記投票制 (le scrutin uninominal) に改正せんことを提案せる点にあり。

當時の制度である連記投票制 (le scrutin de liste) は小數反動派の策謀を封じ且つ地方の小利害に踞せず國家的大局に立つ人材を得んことを期して一八八五年六月十六日の法律によりて確立されたのであるが、⁽³³⁾ 事志ミ違つて却へりてプウランジエ黨の小數に制せられ、プウランジエは極めて多數の選舉區より選出せられ、一種のこの間接人民投票によりてクウデタを試みるに充分なる權力を得て來た情勢に於て、⁽³⁴⁾ 投票制度の改正が重大な問題ミなつたのは當然である。

「皇帝エルネスト」の登位を思はしめたこの形勢に於て、「若しも彼が選舉の當夜 Ligue des patriotes の先頭に立ち、後に潮の如き黨員を卒ゐてエリゼ宮へ向ひたらんか、形勢誠に逆睹し難いものがあつた。況や公安警衛隊の中に彼に心を寄する者甚だ多かりしに於て」⁽³⁵⁾ ミ同じ回想録に於てフレシネも述べてゐるのであるが、遂にこのことは成らなかつた。プウランジエがクウデタの斷行を避けたここに就いては、その無策、勇氣に欠けたことに歸する見解ミ、⁽³⁶⁾ 彼が眞に共和思想に生き飽くまでその力を信じて選舉に於て争はんミしたことに歸する説ミの二つに分けらるゝ。之に就いてはプウランジエの言より得らるゝものがない。

(五)

フロツケ内閣に繼ぐティラアル内閣は殆どプウランジエ運動對抗に終始したミ云つてよい。一八八九年四月四日、政府はプウランジエが政體變革の陰謀を企てたミの理由を以て之が起訴を決意した。こ

れがために議會にブウランジエの議員資格剝奪を先づ要求した。次で八日、その罪狀を審問するために、共和國憲法の定める所に従つて、上院議員より成る高等裁判が組織された。

政府がこつたこの斷乎たる態度に、之より既に先身邊の急を豫知してブウランジエは國外に逃れた（四月一日）。彼はその惶惶の立に就いて書簡を「自由の國」白耳義よりその黨員に寄せてゐる。その意味は次の如くである。

「自分は上院の裁判に服従する意志は更らにない。彼等は個人的感情や、その含む所の愚かな怨恨により、又彼等自身の不人望を自覺して盲目になつてゐるが故である。（略）公平なる裁判官の面前に呼出さるゝ日には、それに應じよう。（略）自分はこの自由の國より、來る總選舉が遂に住み得る公正且つ自由の共和國を建設するに至るであらうことを待望するものである」⁽³⁸⁾。

このブウランジエの「住み得る公正且つ自由の共和國」の待望は、この年九月の總選舉の結果に明かなる如く、却へりて共和派の一致によつて、ブウランジエ一黨の終焉と共に空しく消え失せた。

本來共和主義的であつたと思考されるこの運動が、遂に發展して反共和主義的運動の傾向をとり、何等の結實を有するこゝもなくして終つたが、之に就いては民衆の雷同が永續的でなかつたこと、その主張の中に時代の要求の彼方に擴り得る政治的社會的經濟的形式を含むものでなかつたことが考へられる。所謂「社會主義」が之に見られるけれどもマルクスのそれに及ぶものでなかつた。憲法修正の要求があつたが何等オリヂナルなものでなく特にその案には明確を欠く所のがあつた。王黨の策

謀も遂に共和制を倒し得ず之に代り得なかつた。このプウランジエ黨敗退の最も著しき結果として、二つの注目すべき事實がアノトオによつて述べられてゐる。(一)右黨の一部が王政主義から離れて、既に在る所の制度の中にそれを導入し得られる如き形式を求めたことである。「迷夢を悟りたる」ボナバルト派の代議士にて辯舌に優れたラウール・デュヴァルは既にこのことを一八八六年十二月以來議會にて述べ來つた所である。即ち「佛蘭西が或は犯し得る所のその最大の過誤は、共和政を一つの過渡的事件として信ぜしめんことである。共和政ミは何ぞや。極めてそれは簡單である。共和政は何人にも屬せず。それはすべての人のものである。若しも諸君が之に來れば、諸君のものである、云々」ミ。又教皇レオ十三世も共和政に對して親和の態度をこらんとしてゐる。(二)又他方に於て共和黨の未來に重きをなす一派は、制度(Regime)の問題より離れて社會問題の研究に専心する傾向となつた。ポアンカレ、デシヤネル、ジョウレス、ミルラン、アノトオ等である。大衆がプウランジエ運動に於て發見するこゝを信じた政治的、社會的希望に關して、及びその修正の主張に關してジョウレスの書いてゐる所は、又プウランジエ運動ミデモクラシーとの關係を興味深く感ぜしむるものがある。曰く「プウランジエ運動の中に、側道にそれたミは云へ、大きな社會主義の混合物のありしこゝは確かである。デモクラシーは、自らの誤謬に氣付くや否や漸次それはプウランジエ運動から遠退いた。(略)プウランジエ黨の兩意的の點は吾々民主的共和派を困惑せしめた。修正に關して吾々は人民の君臨を求めたるに、プウランジエ運動は一人の君臨を求めた。亦社會主義に關して、それは吾人

にこりては科學と自由とに由る正義の實現であつたが、ブウランジニ運動にあつては誘はれたる衆愚に對する篡奪者の謎の微笑に過ぎなかつた。タキツスはゲルマン民族の侵入した土地に於し羅馬軍團は一日の戰を以てその軍旗を樹つるこゝが出来なかつたミ語つてゐる。吾々も亦ブウランジニ運動の沼に滑り易いその兩意的の點とに於て、吾が社會的希望の旗を立て得なかつた⁽³⁴⁾。

- 1) Paul Deschanel: *La République Nouvelle*, Paris, 1898. p. ii.
- 2) Propyläen-Weltgeschichte — t. VIII, Liberalismus u. Nationalismus, 1848-1890. Berlin, 1931. s. 302.
- 3) *ibid.* s. 302.
- 4) Bruno Weil: *Grandeur et Décadence du général Boulanger*. Paris, 1931. p. 289.
- 5) Vide Hereford Georges: *Genealogical Tables of Modern History*. Oxford, 1916. p. 24.
- 6) Joseph-Barthélemy: *Le Gouvernement de la France*. Paris, 1924. pp. 9.
- 7) *ibid.* pp. 66.
- 8) André Lebon: *Das Verfassungsrecht der französischen Republik*. Tübingen, 1909. s. 88.
- 9) Vide Alfred Rambaud: *Histoire de la Civilisation Française*, t. II. Paris, 1921. p. 605.
- 10) Ernest Lavisse: *Histoire de la France contemporaine*, t. VIII. Paris, 1921. p. 134.

- 11) Barthélemy : op. cit. p. 69.
- 12) Lavisse : op. cit. p. 136.
- 13) Rambaud : op. cit. p. 606.
- 14) Alexandre Zévaès : Histoire de la Troisième République, 1870 à 1926. Paris, 1926. p. 292.
- 15) Zévaès : op. cit. p. 258.
- 16) Die Grosse Politik, 1871-1914, Bd. VI. Berlin, 1926. ss. 130.
- 17) W. Oncken : Allgemeine Geschichte — Das Zeitalter des Kaisers Wilhelm. Berlin, 1892.
s. 975.
- 18) Sidney B. Fay : The Origins of the World War, Vol. I. N. Y., 1928. pp. 101.
- 19) Zévaès : op. cit. p. 265.
- 20) Bruno : op. cit. p. 184.
- 21) *ibid.* p. 185.
- 22) Frederick Lawton : The Third French Republic. London, 1909. p. 109.
- 23) Zévaès : op. cit. pp. 269.
- 24) *ibid.* pp. 276.
- 25) A. Lawrence Lowell : Governments and Parties in Continental Europe, Vol. I. Cambridge,

1896. p. 85.

- 26) Bruno : op. cit. p. 289.
- 27) Deschanel: op. cit. p. ii.
- 28) Lowell : op. cit. p. 86.
- 29) Lavisse : op. cit. p. 134.
- 30) Duc de Doudaenville : Une Politique Française aux Dix Neuvième Siècle. Paris, 1927.
pp. 512.
- 31) Bruno : op. cit. pp. 329.
- 32) C. de Freycinet : Souvenirs, t. II. pp. 419.
- 33) Lowell : op. cit. pp. 16.
- 34) Barthélémy : op. cit. p. 53.
- 35) C. de Freycinet : op. cit. p. 420.
- 36) Gabriel Hanotaux : Histoire de la Nation Française, t. V. Paris, 1929. p. 627.
- 37) Jacques Bainville : Histoire de Trois Génération, 1815-1918. Paris, 1918. p. 245.
- 32) Zévaès : op. cit. p. 313.
- 33) Hanotaux : op. cit. p. 629.
- 34) Zévaès : op. cit. p. 328 f.